

「オガニック農業推進協議会」 規約

（名 称）

第1条 本会は「オガニック農業推進協議会」と称する。

（目 的）

第2条 本会は、男鹿市におけるオーガニック・エコ農業（以下、オガニック農業）の生産拡大、加工や流通機会の増大、移住者や新規就農者の受け入れ拡大、市民へのオガニック農業浸透などを推進し、それを通じて男鹿市の魅力を向上させ、オガニック農業を男鹿市のブランドとすることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) オガニック農業の参入希望者に対する指導・助言
- (2) オガニック農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動
- (3) オガニック農業に関する実需者や消費者の理解促進、農業者との交流活動
- (4) オガニック農業に関心を持つ移住者や就農希望者の受け入れ促進
- (5) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

（構 成）

第4条 協議会の会員は、本会の目的に賛同した個人、法人および任意団体、関係する行政機関、その他で構成する。

なお、会員の構成については代表の承認により、これを追加・変更することができる。

（役 員）

第5条 本会の運営を円滑にするために次の役員をおく。

- (1) 代表：1名 代表は本会を代表して事業を統括する。
- (2) 副代表：2名 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行し、代表が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 事務局長：1名 事務局長は事務局の統括を行う。
- (4) 幹事：若干名 幹事は会の事業を実施する。
- (5) 監事：2名 監事は本会の業務執行および会計の状況について監査し、その結果を総会において報告する。

2 前項の役員は、総会において協議会員の中から選出する。

（役員任期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（総 会）

第7条 総会は代表が召集し、本会の運営に関する重要な事項について審議決定する。

- 2 総会は毎年度1回、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 会員は総会において、各1個の議決権を有し、審議決定は出席者の議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決するところによるものとする。

（総会の議事録）

第8条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 出席団体数
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果

2 議事録には、議長が記名押印又は署名しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の運営に係る事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局はNPO 法人地産地消を進める会内（秋田市下新城野字街道端西 241-438 秋田県立大学環境社会学研究室気付）に置く。

(業務の執行)

第10条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理規程
- (3) 報酬及び費用弁償に関する規程
- (4) 謝礼等に関する規程
- (5) マイカー業務上使用規程

- 2 その他の事務処理は事務局となる団体の事務処理に準ずる。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(資金の取扱い)

第12条 協議会の資金の取扱方法は、会計規程で定める。

(監査等)

第13条 代表は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(協議会が解散した場合の地位の継承)

第14条 協議会を解散した場合には、NPO 法人地産地消を進める会にその地位を継承するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、代表が別に定める。

(規約の改廃)

第16条 本会規約は総会の議決により改廃される。

【附則】

本規約は平成30年2月5日から施行する。